

東北大学法科大学院年次報告書

平成 1 9 年度

東北大学大学院法学研究科總合法制専攻

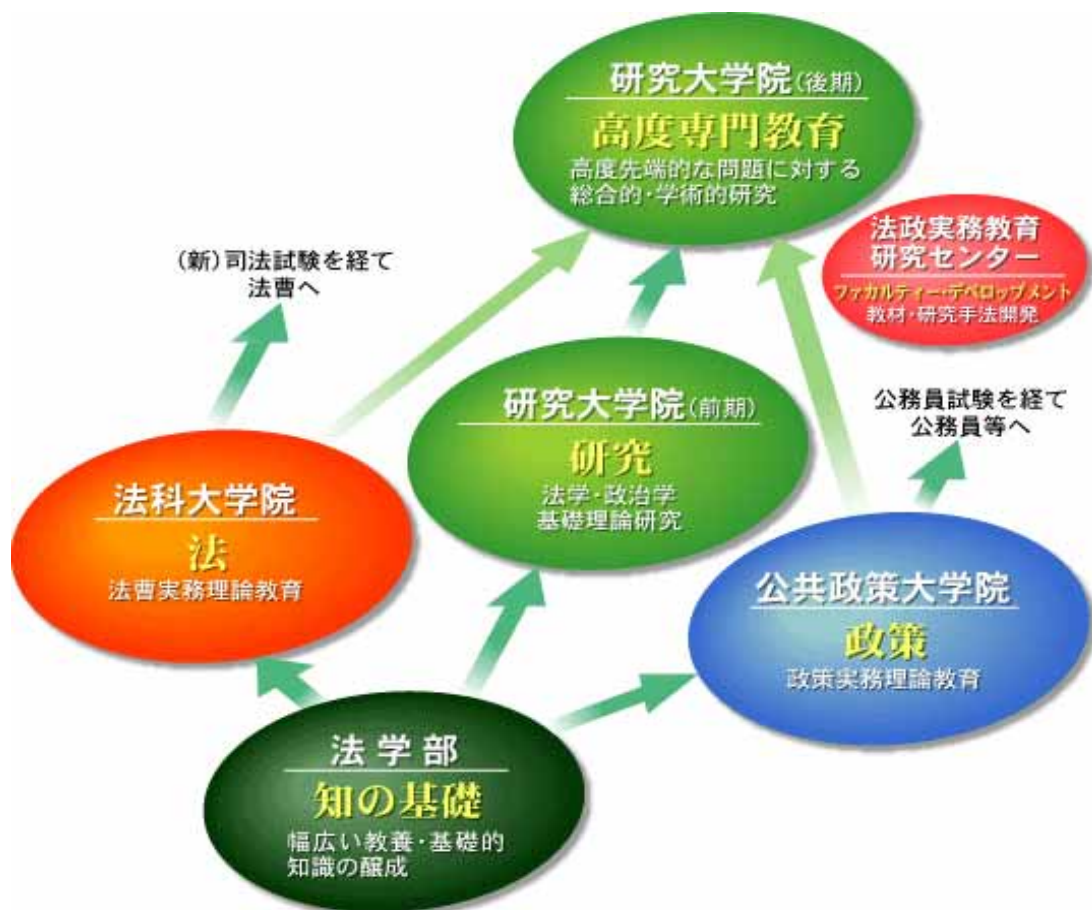
1. 法科大学院の概要

(1) 設置者

国立大学法人東北大学

(2) 教育上の基本組織

大学・研究科・専攻名称	東北大学大学院法学研究科総合法制専攻
開設年度	平成16年度
入学定員	100名
標準修業年限	法学未修者：3年、法学既修者：2年
修了要件単位数	法学未修者：96単位、法学既修者66



(3) 所在地

宮城県仙台市青葉区

(4) 教育の理念・目的、養成する法曹像

教育の理念・目的	<p>現行法体系全体の構造を正確に理解し、冷静な頭脳及び温かい心をもって社会を観察することにより、そこにある問題を発見し、広く多様な視点から考察し、及び緻密で的確な論理展開をすることができるとともに、他人とのコミュニケーションを図るための高い理解力、表現力及び説得力を備え、かつ、誇りを持ち、その責務を自覚した優れた法曹を育成することを目的とする。</p>
養成する法曹像	<p>一口に法曹といっても、裁判官、検察官、弁護士は、それぞれに異なった役割を担っています。たとえば、裁判官であれば民事・刑事・家事のいずれを担当するか、また、同じく民事と呼ばれるものの中でも、行政事件・知的財産権関係事件など特別な分野を担当するか、検察官であれば捜査・公判のいずれを主に担当するか等によって、仕事の内容は大いに異なってきます。さらに、弁護士も、裁判を中心とした仕事（一般民事事件・家事事件・商事事件・刑事事件等）から企業法務や渉外契約交渉の仕事に至るまで、実にさまざまな分野をカバーしなければなりません。</p> <p>東北大学法科大学院は、このように広範囲にわたる法曹の仕事のうち、とくにどれかを重視してそれに強い法曹を養成するという方針をとるものではなく、むしろ具体的にどの職種についてどのような分野の仕事に従事するかにかかわりなく、以下のような能力と資質を備えている者を21世紀の「優れた法曹」と位置づけて教育を行います。</p> <p>(1)現行法体系全体の構造を正確に理解する。 (2)冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見する。 (3)具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する。 (4)緻密で的確な論理展開をする。 (5)他人とのコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）をもつ。 (6)知的なエリートとしての誇りを持ち、それに伴う責務を自覚している。</p> <p>このような資質と能力を備えた者であれば、優れた法曹として社会に貢献することができるでしょう。具体的な職種や仕事の分野そのものは、今後の社会の進展に伴ってさまざまな形でその需要・必要性を変化させていくことが予想されますが、このような21世紀の「優れた法曹」であれば、時代の新しい変化に対応しつつ、法曹としての活躍が期待できるものと考えます。</p>

2. 教員組織

(1) 教員数

区 分	専 任 教 員					兼任・ 兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合 計	
教 授	11	2	4(3)	3(3)	20(6)	20
准教授・ 講師・助教	8				8	

平成19年5月1日現在

(2) 科目別の専任教員数

法 律 基 本 科 目							基礎 法律 実務 科目	隣接 科目 基礎 法学・	科目 展開・ 先端
憲 法	行政法	民 法	商 法	民 事 訴訟法	刑 法	刑 事 訴訟法			
2	1	5	2	1	3	2	10	10	19

平成19年5月1日現在

3. 学生数の状況

(1) 収容定員及び在籍者数

区 分	人 数
収 容 定 員	300名
在 籍 者 数	267(55)
うち、法学未修者	142(30)
うち、法学既修者	125(25)

平成19年5月1日現在

(2) 入学定員及び入学者数

区 分	平成19年度	平成18年度	平成17年度
入 学 定 員	100	100	100
入 学 者 数	112(20)	97(25)	98(17)
うち、法学未修者	45(9)	42(11)	47(8)
うち、法学既修者	67(11)	55(14)	51(9)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	47(7)	49(6)	35(6)
うち、他大学出身者	69(11)	61(14)	54(9)
入学定員に占める 入学者数の率	1.12	0.97	0.98
入学者数に占める他学部出身者 または社会人経験者の率	0.41	0.50	0.35
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.61	0.62	0.55

各年度の5月1日現在

4. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れる。

(2) 入学者選抜方法

選考は、次に掲げる「適性試験等による選考」（以下「第1次選考」という。）、「論述試験等による選考」（以下「第2次選考」という。）及び「面接試験等による選考」（以下「第3次選考」という。）の3段階の方法により行う。第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行い、第3次選考は第2次選考の合格者に対して行う。第3次選考の結果により最終合格者を決定する。入学を志望する者は、予め入学申請にあたって、2年間での修了を希望するか否かを示すものとする。
なお、法学既修者としての入学を希望していた者に対して、法学未修者としての入学を認めることはない。

(3) 既修者の認定方法

既修者コース出願者は法学専門科目として、「憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法」の7科目の全てを受験する必要がある。
これらの専門科目を受験し合格したものは、東北大学法科大学院における「第1年次科目群」に属する授業科目（憲法、行政法、民法、民法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の計30単位）の履修が免除され、第2年次から履修が開始される。

5. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数

区 分	開 設 授 業 科 目 数 ・ 単 位 数				修了に必要な 修得単位数	
	必修科目	選択必修科目	選択科目	合 計		
法律 基本 科目	公法系科目	3 (1 2)	()	()	3 (1 2)	1 2 単位
	民事系科目	6 (3 2)	()	()	6 (3 2)	3 2 単位
	刑事系科目	3 (1 4)	()	()	3 (1 4)	1 4 単位
	法律実務 基礎科目	3 (8)	7 (1 4)	()	1 0 (2 2)	1 0 単位
	基礎法学・ 隣接科目	()	1 0 (2 0)	()	1 0 (2 0)	4 単位
	展開・先端科目	()	3 7 (7 4)	()	3 7 (7 4)	2 4 単位
	合 計	1 5 (6 6)	5 4 (1 0 8)	()	6 9 (1 7 4)	9 6 単位

平成19年5月1日現在

(2) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分	法律基本科目の 単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件 単位数	修了要件単位数に占める 法律基本科目以外の 単位数の率
単位数	5 8	3 8	9 6	0 . 6 0

平成19年5月1日現在

(3) 履修登録単位数の上限

学 年	1年次	2年次	3年次 (最終年次)	備 考
単位数	3 2	3 6	4 4	

平成19年5月1日現在

6. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

成績評価の区分は東北大学法科大学院規程第8条において規定しており、それは学生全員に配布されている学生便覧に明記している。

具体的には、試験の成績は、100点を満点とし、AA：90点以上、A：80点以上90点未満、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満の5段階とし、AA、A、B、Cを合格とすることとし、人数比につき、AAは若干名、Aは20%以下、B、Cは40パーセントを目処にし、プラスマイナス20パーセントの変動を認めることとし、各教員の採点の際の指針として示している。不合格であるDについては絶対評価である。

なお、成績の基準等については、より詳細な資料を全学生に配付した。

(参考:平成 19 年 4 月 4 日実施の全学生に対する総合履修指導配付資料からの抜粋)

成績評価の客観的基準について、成績は、中間及び期末の試験(レポート試験等も含む。)授業への出席状況、授業での発言内容、課題の成績を総合評価して、これを定める。

筆記試験については、たとえば、以下のような能力等を総合的に評価する。

事実認識能力、鋭い問題意識と問題分析解決能力、

主要な判例・学説の知識(基礎的・専門的法知識)

論理的一貫性(法的分析による推論) 批判的検討能力と発想の柔軟性

文章構成能力(法的な議論を説得的に表現する能力)

成績は、以下の基準による。

AA...90~100点 :若干名

A...80~89点 :20%を上限とする。

B...70~79点 :40%を標準とする(±20%)

C...60~69点 :40%を標準とする(±20%)

D...59点以下 :不合格。

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、

上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目は、この限りでない。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

試験後に、定期試験問題に関する一般講評と個別の学生に対する個別講評を実施している。個別講評については、オフィス・アワーを設けて実施している。さらに、成績評価がD(不合格)であったものに対して、成績評価不服申立制度を設けており、特に進級要件となる授業科目において不合格とされたものに対しては、希望により担当教員による個別講評の機会を与えた。

進級要件となる授業科目については、答案の個人情報にマスキングを施し匿名性を確保した上で採点を行っている。

法科大学院カリキュラム等委員会及び法科大学院運営委員会において、全授業科目の成績分布を配布しその点検を行うとともに、その状況を共有している。この成績分布は法科大学院学生へも公表されている。

なお、第2年次に進級するためには、第1年次科目の授業科目30単位を修得しなければならない。第3年次に進級するためには、基幹科目の授業科目28単位を修得しなければならない。

すなわち、原則として第1年次科目の授業科目を1科目でも不合格になった者は、第2年次に進級することはできない。しかし例外として、第1年次科目の授業科目30単位をすべて修得できなかった者のうち、第1年次科目群として開講される科目のうち、不合格科目数が2科目以下かつ不合格科目単位数が4単位以下の者であって、第1年次科目群の不合格科目を除いた単位加重平均値が70点を超え、かつ、第1年次科目群の不合格科目を含む単位加重平均値が60点を超える者については進級を認め、第2年次に配当される授業科目の履修を認める。ただし、これにより進級を認められた者が翌年度に第1年次科目群の不合格科目をすべて合格できなかった場合は、在学年限が満了するものとする。

7. 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1) 学費

区 分	金 額	備 考
入学料	282,000 円	<p>免除： 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。 につき、入学料を免除。</p> <p>徴収猶予： 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合。 につき、入学料の徴収を約半年間猶予。</p> <p>実績： 免除申請者数27名（全学免除12名、免除不許可15名）、徴収猶予申請者数5名（許可者数5名）</p>
授業料 (年間)	804,000 円	<p>免除： 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。 入学前1年以内において、出願者の学資を主として負担する方（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。 につき、授業料の全額又は半額を免除。</p> <p>徴収猶予： 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合。 につき、授業料の徴収を約半年間猶予</p> <p>実績： 免除申請者数127名（全学免除59名、半額免除者数37名、不許可者数31名）、徴収猶予申請者数5名（許可者数5名）、月割分納申請者数1名（許可者数1名）</p>

授業料免除の実施は前期後期の延べ人数

(2) 奨学金等

名 称	金額/年・月	利子の有無	募集人数	受 給 者 数
日本学生支援機構奨学金 (第一種、第二種)	第一種： 88,000 円/月 (貸与) 第二種： 50,000 円/月 80,000 円/月 100,000 円/月 130,000 円/月 (貸与) 130,000 円/月 を選択した者については、希望により 40,000 円/月または 70,000 円/月の増額が可能。	第一種： 無利子 第二種： 年利 3% まで	87名	第一種：81名 第二種：90名 第一種と第二種の 併用者：28名
東北大学法科大学院 JR東日本奨学生	200,000 円/年 (給付)			10名
三菱UFJ 信託奨学財団	50,000 円/月 (給付)			1名
朝鮮奨学会	40,000 円/月 (給付)			10名

8. 修了者の進路及び活動状況

修了年度	修了者数	司法試験 出願者数	備 考
平成19年度	93名	93名	